

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月3日 14時57分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港外港 田倉埼灯台から真方位148° 1海里付近 (概位 北緯34° 15.0′ 東経135° 04.4′)
事故の概要	貨物船第十八進宏丸は、漂泊中、また、プレジャーヨットHAND IN HANDは、機走により南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年11月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十八進宏丸、749トン 142082、進宏海運株式会社 B プレジャーヨット HAND IN HAND、5トン未満（長さ8.98m） 252-12945和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約0.5～1.0m
事故の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、和歌山下津港和歌山区での荷役待ちの目的で、主機を停止し、船首を東方に向けて漂泊を開始した。 船長Aは、A船が風潮流の影響によって東方に圧流されている状況下、船橋後部の海図台で航海日誌の記載を行い、時々、目視で船首方の見張りを行っていたところ、A船の左舷船首方至近を南東進するB船のマストを初認した。 船長Aは、荷役岸壁に着岸した後、海上保安庁から問合せを受け、B船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、魚釣りを終え、機走により約5ノットの対地速力で、自動操舵により南東進していた。 船長Bは、後部甲板の右舷側に設置されたベンチに左舷方を向いて腰を掛け、目視による見張りを行いながら、甲板上に置いていた釣り道具を片付けていたところ、突然、衝撃を感じてA船と衝突したことを知った。

	<p>船長Bは、左舷側を向いた状態で釣り道具を片付けていたので、B船の右舷船首方で漂泊していたA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、和歌山下津港外港において漂泊中、船長Aが、海図台で航海日誌の記載を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、和歌山下津港外港において南東進中、船長Bが、左舷側を向いた状態で釣り道具を片付けていて右舷方を見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、和歌山下津港外港において、A船が漂泊中、B船が南東進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、周囲の状況を目視で確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・漂泊中においても、常時適切な見張りを行って接近する他船の早期発見に努めるとともに、衝突のおそれがある場合には、音響による信号を行うなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>